（規模及び設備の基準）

第三十三条　法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積二十五平方メートル（同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、十八平方メートル）以上であること。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

二　次のいずれかに該当すること。

イ　原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

ロ　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

（加齢対応構造等である構造及び設備の基準）

第三十四条　法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

（規模及び設備の基準）

第三十三条　法第五十四条第一号イの国土交通省令で定める規模及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積二十五平方メートル（共同利用の場合にあっては、十八平方メートル）以上であること。ただし、市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（市町村高齢者居住安定確保計画が定められている場合を除く。）にあってはその規模とすることができる。

二　原則として、各戸が台所等を備えたものであること。ただし、同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとすることができる。

（新設）

（加齢対応構造等である構造及び設備の基準）

第三十四条　法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

2　都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第五十二条に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一　便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。

二　その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

（都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事項）

第三十八条　都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項）

第三十九条　市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

第四十条　（略）

第四十一条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・二　（略）

（削る）

第四十二条　（略）

2　都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第五十三条に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、第四条各号に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

第三十八条　（略）

第三十九条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一・二　（略）

三　都道府県が終身賃貸事業者である場合における第三十四条第二項の規定による権限

第四十条　（略）